

平成30年度 橋梁点検結果一覧表

志布志市

道路橋名(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者		行政区域		点検記録	
					管理者名	管理事務所名	都道府県名	市区町村名	点検実施年月日	判定区分
城山大橋 (シロヤマオオハシ)	新橋宮田上線	1974	81.7	9.1	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.7	II
第2山裾橋 (ダイニヤマスソハシ)	森山出水線	1971	10.5	5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.5	I
第2樽野橋 (ダイニナルハシ)	樽野大越線	1949	3.6	6.4	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	II
弥長迫橋 (ヤナガサコハシ)	横尾上樽野線	1987	11.6	3.4	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	I
横峯橋 (ヨコミネハシ)	横尾下横峯線	1952	5.8	3.5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	I
上牧橋 (カミキハシ)	弓場ケ尾佐野原線	2009	5.8	8.7	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	II
熊ヶ宇都橋 (クマガウトハシ)	潤ヶ野線	1923	4.8	3.5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	I
平城橋 (ヒラジョウハシ)	一丁田宮内線	1972	65.1	7.3	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.2	I
高浜橋 (タカハマハシ)	前川線	1897	6.3	3.3	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	I
小牧橋 (コマキハシ)	横枕線	1958	8	4	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I
鳥井下2号橋 (トリイタニコウハシ)	安楽線	1963	2.3	5.5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I
夏井橋 (ナツイハシ)	夏井3号線	不明	9	7.4	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.6	II
上門橋 (ウエカドハシ)	上門線	1970	55	8.1	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.6	I
八野橋 (ハチヤハシ)	八野線	1981	9.8	5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.5	I
下東谷橋 (シモヒサシダニハシ)	下東谷線	1921	10.8	5.8	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.5	III
中宮跨道橋 (ナカミヤコドウキョウ)	若浜宮前線	1996	22.5	7.5	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I
田尾橋 (オノハシ)	一丁田宇都鼻線	1962	92.5	6.2	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.4	I
甚堀橋 (ジンボリハシ)	一丁田宇都鼻線	2010	2.9	24	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.21	I
第2室太郎橋 (ダイニムツタロウハシ)	小瀬土江線	1998	10	7	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	II
三ツ俣橋 (ミツマタハシ)	小瀬土江線	1998	2.5	8	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.4	I
竹下橋 (タケシタハシ)	赤池線	不明	7	3.9	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.5	I
中野橋 (ナカノハシ)	吉村中野1号線	1965	46.7	5.7	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.1	I
中谷橋 (ナカニハシ)	岩屋立本1号線	1977	23.5	6.8	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.8	II
東吉村橋 (ヒガシヨシムラハシ)	吉村山ノ口1号線	1990	3.4	10	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I
風八重橋 (カザハエハシ)	早馬風八重線	1983	20.5	7.2	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2018.11.3	I

平成30年度 橋梁点検結果一覧表

志布志市

道路橋名(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者		行政区域		点検記録	
					管理者名	管理事務所名	都道府県名	市区町村名	点検実施年月日	判定区分
荷返橋 (ニガエシバシ)	大久保東中組線	1975	6.4	7.3	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I
白鳥橋 (シラトリバシ)	飯野宮塩線	1968	12.5	6	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.4	II
大堀橋 (オオホリバシ)	田尾普現堂線	1957	2.1	8	志布志市	建設課	鹿児島県	志布志市	2019.2.18	I

区分	状態		H30
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	20
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	7
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を構すべき状態。	1
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を構すべき状態。	0

